

## 新旧対照表

【関税率表解説（令和3年11月30日財関第866号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><b>第 15 類</b> 動物性、植物性又は微生物性の油脂及びその分解生産物、 調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>15.21 植物性ろう（トリグリセリドを除く。）、みつろうその他の昆虫ろう及び鯨ろう（精製してあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>(Ⅱ) みつろうその他の昆虫ろう（精製してあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>その他の<u>昆虫</u>ろうのうちで最もよく知られているものには、次のものがある。</p> <p>(1) ラックろう。セラックからアルコールで抽出して得られる。セラックの臭気を有する褐（かっ）色の塊状物である。</p> <p>(2) 支那ろう（昆虫ろう又は“tree-wax”とも呼ばれる。）。これは、主として中国においてみられる、ある種のとねりこの樹の枝に生育する昆虫類の分泌堆積物で帯白色の結晶状になったものを集めて精製（沸騰水で溶解、ろ過）したものである。これは白色又は帯黄色の、光沢を有する無味の結晶性物質で、タローに類似した臭気を有する。</p> <p>みつろう及びその他の昆虫ろうは、粗の状態のもの（天然の巣房状のものを含む。）、溶解したもの又は圧搾若しくは精製したものであってもこの項に含まれる（漂白したものであるかないか又は着色したものであるかないかを問わない。）。</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) <u>昆虫</u>ろうの混合物並びに<u>昆虫</u>ろうと鯨ろう、植物性ろう、鉍物性ろう又</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 15 類</b> 動物性、植物性又は微生物性の油脂及びその分解生産物、 調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>15.21 植物性ろう（トリグリセリドを除く。）、みつろうその他の昆虫ろう及び鯨ろう（精製してあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>(Ⅱ) みつろうその他の昆虫ろう（精製してあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>その他の<u>こん虫</u>ろうのうちで最もよく知られているものには、次のものがある。</p> <p>(1) ラックろう。セラックからアルコールで抽出して得られる。セラックの臭気を有する褐（かっ）色の塊状物である。</p> <p>(2) 支那ろう（昆虫ろう又は“tree-wax”とも呼ばれる。）。これは、主として中国においてみられる、ある種のとねりこの樹の枝に生育する<u>こん虫</u>類の分泌堆積物で帯白色の結晶状になったものを集めて精製（沸<u>とう</u>水で溶解、ろ過）したものである。これは白色又は帯黄色の、光沢を有する無味の結晶性物質で、タローに類似した臭気を有する。</p> <p>みつろう及びその他の昆虫ろうは、粗の状態のもの（天然の巣房状のものを含む。）<u>であ</u>っても、<u>圧搾</u>若しくは精製したものであってもこの項に含まれる（漂白したものであるかないか又は着色したものであるかないかを問わない。）。</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) <u>こん虫</u>ろうの混合物並びに<u>こん虫</u>ろうと鯨ろう、植物性ろう、鉍物性ろ</p>

新旧対照表

【関税率表解説（令和3年11月30日財関第866号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>は人造ろうとの混合物及び昆虫ろうと脂肪、樹脂、鉱物質又はその他の物質（着色料以外のもの）との混合物。これらの混合物は、通常 34 類（例えば、34.04 又は 34.05）に属する。</p>	<p>う又は人造ろうとの混合物及び<u>こん虫</u>ろうと脂肪、樹脂、鉱物質又はその他の物質（着色料以外のもの）との混合物。これらの混合物は、通常 34 類（例えば、34.04 又は 34.05）に属する。</p>
<p>(b) (省 略)</p>	<p>(b) (同 左)</p>
<p>(省 略)</p>	<p>(同 左)</p>
<p><b>第 20 類</b> <b>野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品</b></p>	<p><b>第 20 類</b> <b>野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品</b></p>
<p>(省 略)</p>	<p>(同 左)</p>
<p>20.07 ジャム、フルーツゼリー、マーマレード、果実又はナットのピューレー及び果実又はナットのペースト（加熱調理をして得られたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）</p>	<p>20.07 ジャム、フルーツゼリー、マーマレード、果実又はナットのピューレー及び果実又はナットのペースト（加熱調理をして得られたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）</p>
<p>(省 略)</p>	<p>(同 左)</p>
<p>ジャム：全形の果実、フルーツパルプ又はある種の野菜（例えば、marrow、aubergines）又はその他のもの（例えば、しょうが、ばらの花べん）にほぼ同量の砂糖を入れて<u>加熱調理</u>をして製造する。冷えると、適度の堅さを保つに至り果実の断片を含んでいる。</p> <p>マーマレードは、ジャムの変種で、通常、かんきつ類の果実から調製される。</p> <p>フルーツゼリーは、果汁（生又は加熱調理をした果実からしぼったもの）に冷えた製品が固まる程度に砂糖を加えて<u>加熱調理</u>をすることにより調製される。強く透明で、果実の断片は含んでいない。</p> <p>フルーツピューレー又はナットピューレーは、フルーツパルプをこしたものの又は粉状のナットに砂糖を加えるか又は加えないで<u>堅めに加熱調理</u>をして調製する。フルーツピューレーは、果実の占める割合が高く、比較的柔らかい点でジャムと異なる。</p>	<p>ジャム：全形の果実、フルーツパルプ又はある種の野菜（例えば、marrow、aubergines）又はその他のもの（例えば、しょうが、ばらの花べん）にほぼ同量の砂糖を入れて煮て製造する。冷えると、適度の堅さを保つに至り果実の断片を含んでいる。</p> <p>マーマレードは、ジャムの変種で、通常、かんきつ類の果実から調製される。</p> <p>フルーツゼリーは、果汁（生又は加熱調理した果実からしぼったもの）に冷えた製品が固まる程度に砂糖を加えて<u>煮詰める</u>ことにより調製される。強く透明で、果実の断片は含んでいない。</p> <p>フルーツピューレー又はナットピューレーは、フルーツパルプをこしたものの又は粉状のナットに砂糖を加えるか又は加えないで<u>煮つめて</u>調製する。フルーツピューレーは、果実の占める割合が高く、比較的柔らかい点でジャムと異なる。</p>
<p>(省 略)</p>	<p>(同 左)</p>

新旧対照表

【関税率表解説（令和3年11月30日財関第866号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

u003c/div>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><b>第 27 類</b>  <b>鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう</b></p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p><b>27.11 石油ガスその他のガス状炭化水素</b></p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>上記の百分率は、ガス状の製品に対しては容積により、液状の製品に対しては重量により計算する。  <u>この項には、また、その他のガス（例えば、液化石油ガス（LPG）を含む。</u></p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p style="text-align: center;"><b>第 85 類</b>  <b>電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品</b></p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p><b>85.18 マイクロホン及びそのスタンド、拡声器（エンクロージャーに取り付けてあるかないかを問わない。）、ヘッドホン及びイヤホン（マイクロホンを取り付けてあるかないかを問わない。）、マイクロホンと拡声器を組み合わせたもの、可聴周波増幅器並びに電気式音響増幅装置</b></p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>この項には、次の物品を含まない。            (a) 及び (b)（省 略）  <u>(c) 半導体ベースの変換器（例えば、シリコンマイクロホンに使用する微小電気機械システム（MEMS）センサー）(85.41)</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>第 27 類</b>  <b>鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう</b></p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p> <p><b>27.11 石油ガスその他のガス状炭化水素</b></p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p> <p>上記の百分率は、ガス状の製品に対しては容積により、液状の製品に対しては重量により計算する。</p> <p style="text-align: center;">（新 規）</p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p> <p style="text-align: center;"><b>第 85 類</b>  <b>電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品</b></p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p> <p><b>85.18 マイクロホン及びそのスタンド、拡声器（エンクロージャーに取り付けてあるかないかを問わない。）、ヘッドホン及びイヤホン（マイクロホンを取り付けてあるかないかを問わない。）、マイクロホンと拡声器を組み合わせたもの、可聴周波増幅器並びに電気式音響増幅装置</b></p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p> <p>この項には、次の物品を含まない。            (a) 及び (b)（同 左）</p> <p style="text-align: center;">（新 規）</p>

3

新旧対照表

【関税率表解説（令和3年11月30日財関第866号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(d) (省 略)</p> <p>(省 略)</p> <p><b>第 95 類</b> <b>玩具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品</b></p> <p>(省 略)</p> <p><b>95.05 祝祭用品、カーニバル用品その他の娯楽用品（奇術用具を含む。）</b></p> <p>(省 略)</p> <p>この項には、次の物品を含む。                      (A) 祝祭用品、カーニバル用品その他の娯楽用品：これらは、その用途から通常非耐久性材料で製造してあり、次の物品を含む。                      (1) ～ (4) (省 略)  <u>この項には、次の物品を含まない。</u>                      (a) <u>礼拝所に飾る小像、彫像その他これらに類する物品</u>                      (b) <u>祝祭用のデザイン、装飾品、紋章又はモチーフを有し、かつ、実用性を有する物品。例えば、食卓用品、台所用品、化粧用品、じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物、衣類、ベッドリネン、テーブルリネン、トイレットリネン及びキッチンリネン</u>                      (c) <u>耐久性材料で製造したカーニバル用又は祝祭用のデザインを有する帽子で、実用性を有するもの（65類）</u></p> <p>(省 略)</p>	<p>(c) (同 左)</p> <p>(同 左)</p> <p><b>第 95 類</b> <b>玩具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品</b></p> <p>(同 左)</p> <p><b>95.05 祝祭用品、カーニバル用品その他の娯楽用品（奇術用具を含む。）</b></p> <p>(同 左)</p> <p>この項には、次の物品を含む。                      (A) 祝祭用品、カーニバル用品その他の娯楽用品：これらは、その用途から通常非耐久性材料で製造してあり、次の物品を含む。                      (1) ～ (4) (同 左)  <u>この項には、礼拝所に飾る小像、彫像その他これらに類する物品を含まない。</u>  <u>この項は、また、祝祭用のデザイン、装飾品、紋章又はモチーフを有し、かつ、実用性を有する物品を含まない。例えば、食卓用品、台所用品、化粧用品、じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物、衣類、ベッドリネン、テーブルリネン、キッチンリネン。</u></p> <p>(同 左)</p>